

○聖籠町男女共同参画計画策定委員会条例

平成16年6月25日

条例第21号

(設置)

第1条 聖籠町男女共同参画計画の策定にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、聖籠町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、聖籠町における男女共同参画計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 一般町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ

による。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。